

○住まいのない離職者で、離職者支援の公的給付・貸付制度の申請を受理された生活困窮者に対し、資金交付までの間の生活費として、当面の生活費を貸付ける制度です。

貸付対象 住居のない離職者であって、次の条件のいずれにも該当する方

- (1) 離職者を支援する下記の公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されている方（指定の書類を得ていること）で、かつ当該給付等開始までの生活に困窮していること
- (2) 貸付申込者の名義の金融機関の口座を有していること

※住居のない離職者とは、現に住居がない者であって、住まいがなく車中生活されている方、ネットカフェで生活されている方等が対象となります。申し込み時点で住まいのある方は対象となりません。（解雇により会社の寮から退去を求められている場合など、申請段階で住居がある者は対象外になります。）

○貸付内容

- ・限度額 10万円以内
 - ・利息 無利子
 - ・資金交付 本人口座に一括振込
 - ・連帯保証人 不要
 - ・償還 申請した公的資金が決定・交付の後、1月以内に一括償還（1年以内の月賦も可）
- ※公的給付等が不支給になったり、不正があった場合は、一括返還になります。

○対象となる公的給付等と必要な書類

①借入申込書	
②下記の公的給付制度又は公的貸付制度（住居を喪失した離職者を対象に、金銭の給付や貸付を行う制度）の申請が受理されていることが分かる書類 (各制度の実施機関から交付された書類をご提出ください。)	
□住宅手当	□住宅手当支給申請書(様式第1号)<必須> □入居予定住宅に関する状況通知書(様式第2号)
□生活保護 右記の両方	□生活保護申請書(福祉事務所受理印あり) □生活福祉資金『臨時特例つなぎ資金貸付希望者』意見書
□失業等給付 右記のいずれか	□雇用保険受給資格者証 □受給資格者のしおり
□訓練・生活支援給付	□「訓練・生活支援給付受給資格認定申請書」 または訓練・生活支援給付受給資格者証(様式第3号)
□就職活動困難者 支援事業	□就職活動困難者支援事業利用申込書(写) □離職・住居喪失証明書(写) □住居喪失状況申立書(写)
③ 借入申込者本人名義の預金通帳 (原本を窓口でコピーさせていただきます)	
④ 借用書	
⑤ 運転免許証・住民基本台帳カード・外国人登録証のいずれか顔写真があり身元を証するもの	
⑥ 実印・印鑑証明書(ない場合、窓口でご相談ください。)	

○申込先 各市区町村社会福祉協議会

- ・住まいを予定されている市区町村の社会福祉協議会にご相談・お申し込みください。申請には、上記の必要書類を添えて申し込みしてください。
- ・決定の書類等をお送りしますので、できるだけ住居を決めてお越してください。また、申し込みされる方と連絡の取れる方があれば窓口でお知らせください。
- ・貸付にあたっては、借入申込者の個人情報を、貸付けに必要な範囲において関係機関に提供して確認・調査等を行います。不正な申請・要求が行われた場合、警察に通報いたします。